

別紙(六)

国立新制大学実施方針

~~(案)~~

(昭和二十三年十二月二十五日決定)

国立新制大学は新制高等学校の最初の卒業者が進學し得るよ
う昭和二十四年度からこれを実施する。

6-3
17

天野 4/16

参考

- 一、本件に関し必要な法制的及財政的措置は別途これを講ずる。
- 二、新学制への切替は小学校及び中学校については昭和二十二年年度から、高等学校については同二十三年年度から、大学については公立私立の一部は二十三年度からそれぞれ実施した。
- 三、止むを得ない事情によって昭和二十四年度に切り替へができないものは例外的に同二十五年年度以降に切り替へることを認める。
- 四、教員養成機関に關しては、その現状及新学制実施に必要な教員の供給を勘案して、これが施設の改善充實計画につき適當な措置を講ずる。